

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（総務部所管分 その2）.....（総務部総務課）	89
○有害興行の指定.....（生活文化・青少年室）	93
○農地法による国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画.....（農地調整課）	93
○土地改良区の定款の変更の認可.....（土地改良指導課）	94
○北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準の廃止（林業振興課）	94
○知事権限に係る保安林の指定の予定の一部改正.....（治山課）	94
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）.....（治山課）	94
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	95
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	95
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	95
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	96
○公有水面の埋立ての承認の出願.....（砂防災害課）	96
○海岸保全区域の指定の一部改正.....（砂防災害課）	98
○都市計画の変更の案の縦覧.....（都市計画課）	98
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	100

公 表

○知事表彰の受賞者.....（人事課）	100
---------------------	-----

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....（税務課）	100
○公募型プロポーザルの実施.....（政策室）	101
○公募型プロポーザルの実施.....（産業振興課）	101

支 庁 告 示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	102
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（2件）.....	103

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	103
------------------------	-----

道小樽土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	103
------------------------	-----

道帯広土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	104
------------------------	-----

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	104
------------------------	-----

道人事委員会規則

○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	105
---	-----

根室海区漁業調整委員会指示

○風蓮湖におけるニシン採捕の制限.....	105
-----------------------	-----

道警察本部告示

○一般競争入札の実施.....	106
○特定調達契約に係る入札の公告.....	108

公布された規則のあらまし

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則16-5）

1 趣旨

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則に定められた派遣先団体に新たな団体を追加するため、この規則を制定することとした。

2 内容

派遣先団体に「社団法人千島歯舞諸島居住者連盟」を追加することとした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成15年8月10日から適用することとした。

告

示

北海道告示第1412号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

（総務部所管分 その2）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 納税貯蓄組合連合会運営事業 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条の2に規定する納税貯蓄組合連合会（1の市町村の区域内の組合を構成員とする連合会に限る。）の健全な発達を図るため、予算の範囲内で補助する。	納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合連合会が行う会員の指導及び育成に関する事務、会員の行う事業についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るために行う事務等に要する経費	次の各号により算出した額の合計額以内（ただし、国又は市町村が「補助対象経費」に該当する経費に対し助成し又は奨励するために行う財政援助として交付した額（以下「助成額等」という。）があるときは、当該助成額等を控除した額を限度とする。） (1) 1 連合会につき1万4,000円 (2) 平成15年4月1日現在の構成員である組合1組合につき150円 (3) 平成15年4月1日現在の連合会の間接の構成員である組合員1人につき26円	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 総務第17号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁又は道税事務所	

			(当該連合会の所在する市町村の平成14年度の個人の住民税の徴収率が96パーセント以上98パーセント未満であるときは40円、98パーセント以上であるときは58円)				
2 私立高等学校管理運営事業 私立高等学校教育の振興を図るため、私立高等学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条に規定する高等学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
3 私立中学校管理運営事業 私立中学校教育の振興を図るため、私立中学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する中学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの）	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校

				別に指示する様式				振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
4 私立幼稚園管理運営事業 私立幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する幼稚園における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課		交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
5 私立学校特殊教育対策事業 私立幼稚園の特殊教育の振興を図るため、障害幼児の教育又は研究に必要な経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する幼稚園における特殊教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 障害幼児一覧表 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課		交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
6 私立専修学校等管理運営事業	学校法人（私立学校法（昭和24年法	私立専修学校及び外国人子女教育を行う各種学校における教育に係る経常的経	定額	共通第2号様式 共通第14号様式	共通第2号様式 共通第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示		交付申請書に添付すべき

私立専修学校等の教育の振興を図るため、私立専修学校等の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	律第270号)第64条第4項の法人を含み、看護婦養成を目的とする学校及び学科を除く。)	費		共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書(前年度のもの) 別に指示する様式	共通第31号様式 別に指示する様式	提出先 する日 総務部学事課	関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
7 私立大学等生涯学習推進事業 私立大学等の生涯学習教育に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人、市町村等	私立大学等の生涯学習教育に要する経費で次に掲げるもの 1 公開講座事業に要する経費 2 図書館の地域開放事業に要する経費 3 地域開放設備整備事業に要する経費	2分の1以内 (ただし、開催規模や内容の拡充等を伴わない継続事業は、3分の1以内) 2分の1以内 3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 納品検査調書の写し 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総務部学事課	

北海道告示第1413号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	谷川みゆき 高校教師 - 汚す! -	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある
同	月下の獣宴	オーピー映画		
同	黒犬と和服未亡人	新日本映像		
同	いんらん家族計画 発情母娘	新東宝映画		

同 奴隷性愛 私のおもちゃ

同 痴漢電車2003 さわりたい女

オーピー映画

新東宝映画

れがあると認められるため

北海道告示第1414号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

区分	所在地	区名	予定売渡口数			予定売渡面積			摘要
			入植(口)	増反(口)	団体(口)	入植(ha)	増反(ha)	団体(ha)	

石狩支庁 知事作成分	千歳市	中央長都	1	1.07
石狩支庁 知事作成分	新篠津村	高倉	4	0.55
檜山支庁 知事作成分	厚沢部町	鶉	1	0.05
上川支庁 知事作成分	旭川市	神華	1	0.16
上川支庁 知事作成分	美瑛町	美瑛原野	4	0.71
留萌支庁 知事作成分	天塩町	ウブシ	1	0.38
十勝支庁 知事作成分	更別村	勢雄	12	4.94
釧路支庁 知事作成分	標茶町	西熊牛	1	0.01
根室支庁 知事作成分	別海町	平糸	1	0.01
根室支庁 知事作成分	同	上西別	1	0.10
根室支庁 知事作成分	同	床丹第2	1	0.16

北海道告示第1415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年8月4日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1416号

昭和51年北海道告示第3687号（北海道林業改善資金貸付規則に基づく林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の貸付基準）は、廃止する。

平成15年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1417号

平成15年北海道告示第1359号（知事権限に係る保安林の指定の予定）の一部を次のように改正する。

平成15年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

第2項を削る。

北海道告示第1418号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉2・7・9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1419号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字抜海村字抜海1256の2、字クトネベツ1921の2、1921の3、1921の6、3181、字クトネベツ原野1582の22、2200の5、2200の10、2200の11、大字稚内村字クトネベツ59の14、字クトネベツ原野1582の6、1582の21
- 指定の目的 雪害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1420号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 山越郡八雲町上の湯201（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。） |

北海道告示第1421号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 山越郡八雲町上の湯201地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置 |

いて縦覧に供する。)

北海道告示第1422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|--|---|
| 1(1) | 指定施業要件変更予定
保安林の所在場所 | 美唄市1849の1・1849の20・1849の23・1849の24（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |
| ア | 立木の伐採の方法 | |
| (ア) | 主伐は、択伐による。 | |
| (イ) | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| (ウ) | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ | 立木の伐採の限度 | |
| | 次のとおりとする。 | |
| | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。) | |
| 2(1) | 指定施業要件変更予定
保安林の所在場所 | 赤平市住吉町805の1（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |
| ア | 立木の伐採の方法 | |
| (ア) | 主伐は、択伐による。 | |
| (イ) | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| (ウ) | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| イ | 立木の伐採の限度 | |
| | 次のとおりとする。 | |
| | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知 | |

支庁経済部林務課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定 空知郡栗沢町万字西原町 1・2・万字錦町 1の1（以上3
保安林の所在場所 筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知
支庁経済部林務課及び栗沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1423号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法
（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があっ
た。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定 勇払郡穂別町字栄359の1・字豊田507の1・507の6・511・
保安林の所在場所 字穂別523の1・523の8（以上6筆について次の図に示す部
分に限る。）
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栄359の1・字豊田507の1・字穂別523の1・523の8（以上4筆について次の図
に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林
務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1424号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての
承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3
週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 出 願 の 年 月 日 平成15年 7月16日
- 2 出 願 の あ っ た 国 の 官 庁
- (1) 名 称 北海道開発局小樽開発建設部
- (2) 住 所 小樽市潮見台 1丁目15 - 5
- (3) 代表者の氏名 小樽開発建設部長 岡崎新太郎
- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置 積丹郡積丹町大字神岬町字砦泊19番1、19番6、20番8、20番9、
20番10、20番11、21番2、22番3、22番9、23番3、103番、577番、
578番及び579番1地先の公有水面
- (2) 区 域 次の㊴の地点から㊷の地点までを順次に結んだ線及び㊴の地点と㊷
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- ㊴の地点 三等三角点鮫穴（北緯43度18分52秒8603、東経140度23分20秒9562、
X = - 76,125.462、Y = 11,287.587）から方向角274度04分52秒の
方向2,363.47mの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から方向角145度50分55秒の方向8.27mの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から方向角158度17分39秒の方向17.79mの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から方向角155度00分53秒の方向19.63mの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から方向角181度47分27秒の方向19.52mの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から方向角204度13分59秒の方向19.35mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から方向角205度40分38秒の方向19.92mの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から方向角194度16分40秒の方向21.29mの地点

㉑の地点 ㉒の地点から方向角205度15分44秒の方向20.46mの地点
 ㉓の地点 ㉑の地点から方向角214度57分33秒の方向20.04mの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から方向角229度53分28秒の方向20.57mの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から方向角238度09分12秒の方向21.81mの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から方向角242度28分24秒の方向5.06mの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から方向角34度41分13秒の方向4.46mの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から方向角34度36分57秒の方向20.09mの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から方向角35度15分56秒の方向20.07mの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から方向角35度56分50秒の方向20.00mの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から方向角35度00分05秒の方向19.88mの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から方向角33度47分09秒の方向19.89mの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から方向角32度30分26秒の方向19.48mの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から方向角19度28分30秒の方向18.12mの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から方向角1度46分23秒の方向18.10mの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から方向角344度31分02秒の方向18.54mの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から方向角337度17分49秒の方向16.40mの地点

(3) 面 積 1,523.15㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 積丹郡積丹町大字神岬町字砦泊19番1、19番6、19番9、20番8、
 20番9、20番10、20番11、21番1、21番2、21番4、21番6、22番
 1、22番2、22番5、22番9、23番2、23番3、23番4、23番5、
 59番1、71番、110番1、110番2、110番3、577番、578番及び579
 番1地先並びに19番1、19番6、19番9、20番8、20番9、20番11、
 21番1、21番2、21番4、21番6、22番1、22番2、22番3、23番
 1、23番2、23番3、23番4、23番5、59番1、64番、65番、103
 番、110番1、110番2、110番3、579番1及び579番2
 (2) 区 域 次の①の地点から㉞の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉞
 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
 ①の地点 三等三角点鮫穴（北緯43度18分52秒8603、東経140度23分20秒9562、
 X = - 76,125.462、Y = 11,287.587）から方向角274度21分32秒の
 方向2,370.77mの地点
 ②の地点 ①の地点から方向角111度39分16秒の方向9.40mの地点
 ③の地点 ②の地点から方向角125度35分47秒の方向9.09mの地点
 ④の地点 ③の地点から方向角27度24分27秒の方向5.47mの地点
 ⑤の地点 ④の地点から方向角106度15分37秒の方向3.25mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角187度36分49秒の方向8.00mの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から方向角136度34分38秒の方向12.85mの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から方向角148度22分26秒の方向12.01mの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から方向角166度32分56秒の方向19.95mの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から方向角189度13分39秒の方向9.23mの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から方向角201度20分20秒の方向4.37mの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から方向角204度48分43秒の方向13.01mの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から方向角120度59分11秒の方向17.35mの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から方向角207度56分28秒の方向31.84mの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から方向角213度15分03秒の方向8.68mの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から方向角215度05分25秒の方向80.37mの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から方向角213度39分42秒の方向11.15mの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から方向角151度38分18秒の方向8.27mの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から方向角197度36分09秒の方向14.58mの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から方向角207度23分04秒の方向10.63mの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から方向角154度08分19秒の方向9.47mの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から方向角196度35分00秒の方向5.68mの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から方向角271度10分56秒の方向5.33mの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から方向角275度58分54秒の方向16.41mの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から方向角296度22分45秒の方向5.51mの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から方向角205度54分43秒の方向2.75mの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から方向角295度58分55秒の方向14.06mの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から方向角24度39分21秒の方向2.01mの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から方向角294度14分14秒の方向2.75mの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から方向角306度32分53秒の方向1.78mの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から方向角317度27分33秒の方向2.31mの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から方向角329度36分59秒の方向7.79mの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から方向角59度41分07秒の方向4.24mの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から方向角142度48分01秒の方向3.13mの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から方向角52度46分35秒の方向3.24mの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から方向角42度49分34秒の方向11.93mの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から方向角328度29分03秒の方向12.28mの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から方向角62度02分59秒の方向13.51mの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から方向角329度10分01秒の方向4.51mの地点
 ㊵の地点 ㊴の地点から方向角32度48分25秒の方向4.32mの地点

④①の地点	④⑩の地点から方向角32度45分41秒の方向11.81mの地点
④②の地点	④①の地点から方向角302度45分43秒の方向7.71mの地点
④③の地点	④②の地点から方向角8度28分30秒の方向9.64mの地点
④④の地点	④③の地点から方向角40度01分46秒の方向20.32mの地点
④⑤の地点	④④の地点から方向角35度52分17秒の方向19.97mの地点
④⑥の地点	④⑤の地点から方向角37度01分39秒の方向19.63mの地点
④⑦の地点	④⑥の地点から方向角37度05分08秒の方向19.67mの地点
④⑧の地点	④⑦の地点から方向角34度10分14秒の方向18.52mの地点
④⑨の地点	④⑧の地点から方向角17度36分09秒の方向14.58mの地点
⑤⑩の地点	④⑨の地点から方向角0度30分56秒の方向14.45mの地点
⑤①の地点	⑤⑩の地点から方向角342度32分08秒の方向15.49mの地点
⑤②の地点	⑤①の地点から方向角340度14分20秒の方向16.53mの地点
⑤③の地点	⑤②の地点から方向角323度18分05秒の方向6.02mの地点
⑤④の地点	⑤③の地点から方向角330度25分50秒の方向1.62mの地点
⑤⑤の地点	⑤④の地点から方向角50度06分29秒の方向8.50mの地点
⑤⑥の地点	⑤⑤の地点から方向角329度13分33秒の方向7.25mの地点

(3) 面 積 9,316.39㎡

5 埋立地の用途 道路用地

北海道告示第1425号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(15)泊海岸の泊村の項海岸保全区域の欄中1の事項を次のように改める。

1 基点Aから基点Cまでの各点を順次に結ぶ線、基点Cと補点⑤を結ぶ線、補点⑤と補点⑥を結ぶ線、補点⑥と基点Dを結ぶ線、基点Dから基点Qまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点Qと補点④を結ぶ線によって囲まれた区域

基点A IV三角点宮丘（北緯43度01分35秒、東経140度32分44秒）から方向角277度44分06秒の方向1,161.508メートルの地点

基点B 基点Aから方向角338度17分09秒の方向170.82メートルの地点

基点C 基点Bから方向角220度43分02秒の方向96.58メートルの地点

基点D IV三角点宮丘から方向角280度57分47秒の方向1,309.376メートルの地点
基点E 基点Dから方向角40度43分13秒の方向89.83メートルの地点
基点F 基点Eから方向角330度00分01秒の方向55.76メートルの地点
基点G 基点Fから方向角331度34分47秒の方向35.09メートルの地点
基点H 基点Gから方向角249度59分56秒の方向105.87メートルの地点
基点I 基点Hから方向角348度20分09秒の方向9.20メートルの地点
基点J 基点Iから方向角273度04分24秒の方向33.39メートルの地点
基点K 基点Jから方向角263度30分50秒の方向46.83メートルの地点
基点L 基点Kから方向角248度29分43秒の方向60.59メートルの地点
基点M 基点Lから方向角247度01分24秒の方向145.76メートルの地点
基点N 基点Mから方向角254度15分50秒の方向56.41メートルの地点
基点O 基点Nから方向角264度29分14秒の方向247.75メートルの地点
基点P 基点Oから方向角289度23分21秒の方向43.68メートルの地点
基点Q 基点Pから方向角311度34分34秒の方向43.93メートルの地点
補点① 基点Aから方向角210度38分05秒の方向252.88メートルの地点
補点② 基点Bから方向角197度47分23秒の方向466.41メートルの地点
補点③ 基点Mから方向角175度18分55秒の方向241.21メートルの地点
補点④ 基点Qから方向角187度54分34秒の方向98.83メートルの地点
補点⑤ 基点Cから方向角209度59分31秒の方向112.23メートルの地点
補点⑥ 基点Dから方向角231度55分23秒の方向112.51メートルの地点

北海道告示第1426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 旭川圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・9号花 咲 通	旭川市春光5区2条1丁目	旭川市大雪通7丁目	旭川市花咲町5丁目

幹線街路	3・3・21号南6条通	旭川市宮前通西	旭川市東光16条7丁目	旭川市南5条26丁目	幹線街路	3・4・5号青柳通	静内町青柳町2丁目	静内町緑町8丁目	静内町緑町4丁目
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)					幹線街路	3・4・6号緑高砂通	静内町緑町4丁目	静内町高砂町1丁目	静内町こうせい町1丁目
(3) 縦覧場所	北海道建設部都市計画課及び旭川市都市建築部都市計画課				幹線街路	3・4・7号青柳柏台通	静内町青柳町3丁目	静内町柏台	静内町御幸町4丁目
2 遠軽都市計画道路に係る事項					幹線街路	3・4・8号山手通	静内町木場町1丁目	静内町高砂町3丁目	静内町山手町4丁目
(1) 都市計画の種類	道路				幹線街路	3・4・9号こうせい通	静内町緑町5丁目	静内町清水丘	静内町こうせい町2丁目
(2) 都市計画を定める土地の区域					幹線街路	3・4・10号旭中央通	静内町旭町1丁目	静内町旭町2丁目	静内町旭町2丁目
種別名	起	終	主な経過地		幹線街路	3・4・11号川沿通	静内町柏台	静内町末広町3丁目	静内町末広町3丁目
幹線街路	3・3・1号大通	遠軽町学田3丁目	遠軽町南町4丁目	遠軽町大通南1丁目	幹線街路	3・4・12号柏台環状通	静内町柏台	静内町山手町4丁目	静内町末広町3丁目
幹線街路	3・4・2号停車場通	遠軽町岩見通南1丁目	遠軽町字向遠軽	遠軽町大通南1丁目	(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)				
幹線街路	3・4・3号役場通	遠軽町岩見通北2丁目	遠軽町1条通北3丁目	遠軽町1条通北3丁目	(3) 縦覧場所	北海道建設部都市計画課及び静内町経済部建設課			
幹線街路	3・4・4号東1線通	遠軽町岩見通北8丁目	遠軽町大通南2丁目	遠軽町2条通北1丁目	4 厚岸都市計画道路に係る事項				
幹線街路	3・4・5号鴻之舞通	遠軽町学田2丁目	遠軽町学田2丁目	遠軽町学田2丁目	(1) 都市計画の種類	道路			
幹線街路	3・4・6号高校通	遠軽町南町3丁目	遠軽町東町3丁目	遠軽町南町3丁目	(2) 都市計画を定める土地の区域				
幹線街路	3・4・10号南ヶ丘通	遠軽町東町2丁目	遠軽町南町4丁目	遠軽町南町3丁目	種別名	起	終	主な経過地	
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)					幹線街路	3・4・1号真栄住の江通	厚岸町字真栄町1条	厚岸町字住の江町	厚岸町字真栄町3条
(3) 縦覧場所	北海道建設部都市計画課及び遠軽町経済部建設課				幹線街路	3・4・2号山手通	厚岸町字白浜町	厚岸町字宮園町	厚岸町字住の江町
3 静内都市計画道路に係る事項					幹線街路	3・4・3号港通	厚岸町字住の江町	厚岸町字港町	厚岸町字港町
(1) 都市計画の種類	道路				幹線街路	3・4・4号駅前通	厚岸町字宮園町	厚岸町字宮園町	厚岸町字真栄町2条
(2) 都市計画を定める土地の区域					幹線街路	3・4・5号厚岸大橋通	厚岸町字宮園町	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町字港町
種別名	起	終	主な経過地		幹線街路	3・4・6号松葉通	厚岸町松葉町4丁目	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町湾月町1丁目
幹線街路	3・4・1号本町通	静内町本町1丁目	静内町木場町1丁目	静内町本町4丁目	幹線街路	3・4・7号桜通	厚岸町松葉町2丁目	厚岸町奔渡町6丁目	厚岸町梅香町1丁目
幹線街路	3・4・2号大通	静内町駒場	静内町入船町	静内町御幸町2丁目					
幹線街路	3・4・3号ときわ通	静内町本町4丁目	静内町神森	静内町ときわ町1丁目					
幹線街路	3・4・4号御幸通	静内町木場町2丁目	静内町旭町1丁目	静内町本町1丁目					

幹線街路	3・4・8号真竜3条通	厚岸町字宮園町	厚岸町字港町	厚岸町字真栄町3条
幹線街路	3・4・9号白浜通	厚岸町太田南	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3・4・10号太田南通	厚岸町太田南	厚岸町字白浜町	厚岸町太田南
幹線街路	3・4・11号白浜北通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3・3・12号白浜中央通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町
幹線街路	3・4・13号白浜西通	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町	厚岸町字白浜町

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び厚岸町まちづくり推進課

北海道告示第1427号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 組 合 の 名 称	音更町南宝来土地区画整理組合
2 事業所の所在地	河東郡音更町宝来南1条2丁目1番地
3 事業施行期間	平成10年9月29日から平成20年3月31日まで
4 施 行 地 区	河東郡音更町宝来南1条3丁目から南1条5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、南1条2丁目、南1条6丁目及び南2条1丁目から南2条6丁目の一部
5 施行認可年月日	平成10年9月21日
6 変 更 の 内 容	設計の概要の変更
7 変更認可年月日	平成15年 8月4日

公

表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道功労賞	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
札幌市南区	長谷川 由 雄	コンブ促成栽培養殖技術の開発と水産業の振興
同 中央区	三 浦 雄一郎	ス ポ ー ツ の 振 興
小 樽 市	社会福祉法人小樽育成院	社 会 福 祉 事 業 の 推 進
北海道社会貢献賞	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
札幌市白石区	吉 村 久 子	青 少 年 健 全 育 成 功 労
同 中央区	藪 内 勇	同
同 手稲区	富 高 仙 至	同
同 豊平区	富 田 勝 也	同
同 東 区	蓑 島 智恵子	同
同 手稲区	谷 岡 勲	同
同 南 区	川 端 勇	同
同 西 区	平 賀 典 明	同
同 清田区	山 部 明 夫	同
蘭 越 町	上 野 孝 治	同
厚 真 町	青 木 秀 夫	同
白 老 町	伊 東 稔	同
釧 路 市	幸 内 末 吉	同
別 海 町	渡 部 誠	同

公

告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 氏 名 又 は 名 称	株式会社中川石油
2 代 表 者 の 氏 名	吉田 厚
3 主たる事務所又は事業所の所在地	中川郡中川町字誉35番地
4 指 定 の 取 消 年 月 日	平成15年 5月17日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 業務概要

ア 業 務 名 協働評価システム検討調査事業

イ 業務内容 協働の取組に関する評価手法の具体的な検討に資するための協働評価システムの検討調査

ウ 履行期限 平成16年 3月22日 (月)

(2) プロポーザル参加要件及び選定基準

ア プロポーザルの参加要件

(ア) 道内に活動拠点を有する法人であること。

(イ) 平成13年度又は平成14年度に「協働」をテーマにした調査及び研究の実績やセミナー、フォーラム等の開催実績を有すること。

イ プロポーザルの選定基準

(ア) 事業者の業務遂行能力

実施体制

(イ) 提案された協働評価システム検討調査の特徴

a 協働評価に対する基本的考え方

b 先進地事例調査の企画内容

c アンケート調査の企画内容

d 報告書の作成内容

(ウ) 雇用計画

新規雇用者数・雇用日数

2 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道総合企画部政策室参事 (協働推進グループ)

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 962

ファクシミリ 011 - 232 - 6313

メールアドレス kiryuu.tomoki@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成15年 8月12日 (火) から18日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年 8月19日 (火) 午後 5 時 (必着)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール又は郵送等 (書留郵便等に限る。)

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年 9月 3 日 (水) 午後 5 時 (必着)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等 (書留郵便等に限る。)

3 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

2 の(1)に同じ。

(4) プロポーザルに関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。

(5) その他留意事項

詳細は、プロポーザル説明書による。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年 8月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業 務 名 産業技術バーチャル見本市開設業務

(2) 業務内容 優れた技術力を有する道内企業及び商品開発の紹介、I S O ・ 9000 シリーズ・14001の両方認証取得している道内企業の紹介、特許流通アンケートなどにより、本道企業の技術力向上、事業活動の促進と情報発信を図るため、道有産業技術等に関するポータルサイトを作成する業務を委託する。

(3) 履行期限 平成15年12月25日 (木)

2 参加資格及び審査基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 単体企業又は複数企業等 (イの(ア)に掲げる個人) による共同体 (以下「共同体」という。) とする。

イ 単体企業及び共同体の構成員は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 道内に本店を有するＩＴ関連企業（シンクタンクを含む。）又は道内に住所を有する個人であること。
- (イ) 資本の額若しくは出資の総額が３億円を超えない企業又は常時使用する従業員の数が300人を超えない企業であること。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- (エ) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (オ) 道税を滞納している者でないこと。
- (カ) 共同体の構成員は単体企業として参加していないこと又は他の共同体の構成員として参加していないこと。

(2) プロポーザルの特定に係る審査基準

- ア 高品位性
イ 独創性
ウ 先進性
エ 実施体制

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北３条西６丁目
北海道経済部産業振興課ものづくり支援グループ
電話番号 011 - 231 - 4111（内線 26 - 237）
ファクシミリ 011 - 232 - 4112

(2) 実施説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成15年8月12日（火）から26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く午前８時45分から午後５時15分まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年8月27日（水）午後５時15分（必着）
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。

(4) プロポーザル説明会の開催日時及び開催場所

ア 開催日時 平成15年9月１日（月）午後２時
イ 開催場所 道庁赤れんが庁舎２階２号会議室

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年9月10日（水）午後５時15分（必着）
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
北海道経済部産業振興課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ssnko/sanshin/toppage.htm>）を参照のこと。
- (4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。ただし、提出数が５を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (5) その他の留意事項
詳細は、実施説明書による。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第17号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第１項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第１項の規定により公告する。

平成15年8月12日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

商号又は名称	住 所	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日
キャッシングメイト	札幌市中央区北３条西29丁目 3番10 - 305号	小 椋 唯喜	北海道知事(1) 石02608号	平成15. 7.31
ホワイト・クレジット	札幌市白石区北郷７条９丁目 9番23号	五十嵐勝美	北海道知事(1) 石02442号	同
大丸ファイナンス	札幌市中央区北６条西25丁目 3 - 6 テクニカルビル２F	趙 徳顕 (西山徳顕)	北海道知事(1) 石02553号	同
札幌トータルファイナンス	札幌市東区北15条東６丁目 272 - 62 コーポ三澤102	小池 泰司	北海道知事(1) 石02613号	同

ジャンボクレジット	札幌市白石区平和通4丁目南3-13 パークマンション303	佐藤 秀	北海道知事(1) 石02419号	平成15. 7.31
札幌信販	札幌市東区北20条東13丁目2-16 ドリームハウス20	板橋 透	北海道知事(1) 石02366号	同
サンセイクレジット	札幌市清田区平岡3条2丁目10番3 メゾン笹202号	轡田 浩二	北海道知事(1) 石02516号	同

北海道上川支庁告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年8月12日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡比布町寿町3丁目488-7 ほか34筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡比布町北町1丁目2番1号 比布町長 高橋 勝寛
- 開発許可年月日及び番号 平成14年5月30日 上建設第14-4号

北海道根室支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年8月12日

北海道根室支庁長 村 井 茂

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 標津郡中標津町字中標津1295番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 標津郡中標津町東1条南9丁目1番地 高部電気株式会社 代表取締役 高部 英男
- 開発許可年月日及び番号 平成14年10月15日 根建指第14-4号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年8月12日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学医学部L1L教室語学演習装置機器の賃貸借業務 一式
- 落札を決定した日
平成15年7月1日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社 ソニーファイナンスインターナショナル
(2) 住 所 東京都港区南青山1丁目1番1号
- 落札金額（1月当たりの単価）
712,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成15年札幌医科大学告示第47号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 札幌医科大学事務局学務課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成15年8月12日

北海道小樽土木現業所長 阿 部 志 郎

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
ア ロータリ除雪車（2.2m・2,300t/h級）1台（ロータリ除雪車1台と交換）
イ ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級）2台（ロータリ除雪車2台と交換）
- (2) 落札を決定した日
平成15年7月25日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社
住 所 室蘭市海岸町3丁目3番2号
イ 氏 名 道栄機械株式会社
住 所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番12号
- (4) 落札金額

ア 28,077,000円 イ 23,730,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成15年北海道小樽土木現業所告示第1号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付）3台（除雪トラック3台と交換） (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年7月25日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 三井物産マシナリー株式会社 イ 住 所 東京都港区新橋6丁目1番11号 (4) 随意契約に係る契約金額 89,186,580円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号	(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 (4) 落札金額 42,378,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成15年北海道帯広土木現業所告示第2号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付 2台、10t級、6×6、S・G・1W付 3台、10t級、6×6、A・G・1W付 1台）（除雪トラック5台、除雪グレーダ1台と交換） (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年7月23日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 東北海道日野自動車株式会社 イ 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号 (4) 随意契約に係る契約金額 159,810,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
道 帯 広 土 木 現 業 所 告 示	
北海道帯広土木現業所告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成15年8月12日 北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.6m・3,400t/h級 1台）（ロータリ除雪車1台と交換） (2) 落札を決定した日 平成15年7月23日	3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 道教育庁空知教育局告示 北海道教育庁空知教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年8月12日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房			6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁空知教育局告示第 6 号		
1 落札に係る物品等の名称及び数量（北海道栗山高等学校改築に係る物品購入）			7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係 (2) 所在地 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目		
(1)	ミキサーほか	7 品目 9 点	道 人 事 委 員 会 規 則		
(2)	調理台ほか	7 品目 33点			
(3)	オージオメーターほか	5 品目 5 点			
(4)	書架ほか	16品目 85点			
(5)	印刷機ほか	3 品目 7 点			
(6)	事務用椅子ほか	44品目 1,716点			
(7)	ミラーカーテンほか	53品目 162点			
2 落札を決定した日			公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年 8 月12日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄		
(1)から(4)まで 平成15年 7 月10日			北海道人事委員会規則16 - 5		
(5)から(7)まで 平成15年 7 月11日			公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16 - 1 ）の一部を次のように改正する。		
3 落札者の氏名及び住所			別表第 1 中「社会福祉法人北海道社会福祉事業団」を「社会福祉法人北海道社会福祉事業 社団法人千島歯舞諸島居住者連盟 団」に改める。		
(1)	氏 名	株式会社光映堂シーエーブイ	附 則		
	住 所	北海道札幌市中央区北 4 条西15丁目 1 番40号	この規則は、公布の日から施行し、平成15年 8 月10日から適用する。		
(2)	氏 名	株式会社オオヤマ	根室海区漁業調整委員会 指 示		
	住 所	北海道砂川市西 1 条南10丁目 2 番 1 号			
(3)	氏 名	株式会社田中一二商店	根室海区漁業調整委員会指示第 5 号		
	住 所	北海道札幌市中央区北 2 条東 9 丁目 9			
(4)及び(5)	氏 名	有限会社高杉	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。		
	住 所	北海道夕張郡栗山町中央 2 丁目189番地	平成15年 8 月12日		
(6)	氏 名	株式会社文明堂	根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎		
	住 所	北海道岩見沢市 9 条西 1 丁目 1 番地	1 制限の内容		
(7)	氏 名	有限会社そらち	根室支庁管内風蓮湖内の次に掲げる区域において、ニシンを採捕してはならない。		
	住 所	北海道夕張郡栗山町松風 2 丁目29番地	2 制限区域		
4 落札金額			基点 1 から基点46までの各点を順に結ぶ線と基点46と基点 1 を結ぶ線に囲まれた区域		
(1)	775,950円				
(2)	7,854,000円				
(3)	246,750円				
(4)	5,040,000円				
(5)	945,000円				
(6)	13,542,900円				
(7)	1,626,450円				
5 契約の相手方を決定した手続					
一般競争入札					

基点 1 北緯43度17分43.9秒の線と東経145度22分31.4秒の線との交点
基点 2 北緯43度18分02.7秒の線と東経145度21分56.0秒の線との交点
基点 3 北緯43度17分59.7秒の線と東経145度21分18.5秒の線との交点
基点 4 北緯43度18分00.2秒の線と東経145度20分57.0秒の線との交点
基点 5 北緯43度18分03.6秒の線と東経145度20分41.3秒の線との交点
基点 6 北緯43度18分08.6秒の線と東経145度20分27.4秒の線との交点
基点 7 北緯43度18分03.5秒の線と東経145度20分17.3秒の線との交点
基点 8 北緯43度18分08.0秒の線と東経145度20分15.2秒の線との交点
基点 9 北緯43度18分11.8秒の線と東経145度20分32.6秒の線との交点
基点10 北緯43度18分28.4秒の線と東経145度20分16.4秒の線との交点
基点11 北緯43度18分33.3秒の線と東経145度20分14.1秒の線との交点
基点12 北緯43度18分48.4秒の線と東経145度19分45.3秒の線との交点
基点13 北緯43度18分52.4秒の線と東経145度19分13.0秒の線との交点
基点14 北緯43度19分12.8秒の線と東経145度18分39.1秒の線との交点
基点15 北緯43度19分19.1秒の線と東経145度18分27.7秒の線との交点
基点16 北緯43度19分18.9秒の線と東経145度18分11.0秒の線との交点
基点17 北緯43度19分20.0秒の線と東経145度17分54.9秒の線との交点
基点18 北緯43度40分01.3秒の線と東経145度19分22.5秒の線との交点
基点19 北緯43度19分22.0秒の線と東経145度18分22.0秒の線との交点
基点20 北緯43度19分20.0秒の線と東経145度18分35.9秒の線との交点
基点21 北緯43度19分08.7秒の線と東経145度18分55.9秒の線との交点
基点22 北緯43度19分29.9秒の線と東経145度18分41.6秒の線との交点
基点23 北緯43度19分46.1秒の線と東経145度18分08.2秒の線との交点
基点24 北緯43度19分48.3秒の線と東経145度17分47.4秒の線との交点
基点25 北緯43度19分54.1秒の線と東経145度17分13.7秒の線との交点
基点26 北緯43度19分56.7秒の線と東経145度17分14.0秒の線との交点
基点27 北緯43度19分52.5秒の線と東経145度17分47.9秒の線との交点
基点28 北緯43度19分53.2秒の線と東経145度18分12.5秒の線との交点
基点29 北緯43度19分46.3秒の線と東経145度18分30.4秒の線との交点
基点30 北緯43度19分36.0秒の線と東経145度18分49.7秒の線との交点
基点31 北緯43度19分25.1秒の線と東経145度18分58.9秒の線との交点
基点32 北緯43度19分02.9秒の線と東経145度19分13.1秒の線との交点
基点33 北緯43度18分57.1秒の線と東経145度20分00.5秒の線との交点
基点34 北緯43度18分59.5秒の線と東経145度20分02.6秒の線との交点
基点35 北緯43度18分58.7秒の線と東経145度20分04.1秒の線との交点

基点36 北緯43度18分55.3秒の線と東経145度20分02.5秒の線との交点
基点37 北緯43度18分55.1秒の線と東経145度20分07.4秒の線との交点
基点38 北緯43度18分37.8秒の線と東経145度20分25.0秒の線との交点
基点39 北緯43度18分14.5秒の線と東経145度20分48.4秒の線との交点
基点40 北緯43度18分12.7秒の線と東経145度20分56.3秒の線との交点
基点41 北緯43度18分18.3秒の線と東経145度21分35.7秒の線との交点
基点42 北緯43度18分18.5秒の線と東経145度22分02.3秒の線との交点
基点43 北緯43度18分15.3秒の線と東経145度22分17.4秒の線との交点
基点44 北緯43度18分01.4秒の線と東経145度22分47.7秒の線との交点
基点45 北緯43度17分53.2秒の線と東経145度22分55.6秒の線との交点
基点46 北緯43度17分40.6秒の線と東経145度23分07.7秒の線との交点

3 制限期間

平成15年 9月20日から12月31日まで

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 8月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 幹部交番用車の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

幹部交番用車 6台

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年11月28日

エ 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、
検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、1の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年8月12日から21日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成15年8月26日 午前10時

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 1の(4)に同じ。

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) その他

ア 開札の時ににおいて、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

2 交通パトカー（レーダー車）の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

交通パトカー（レーダー車） 4台

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年11月28日

エ 納入場所 契約担当者等の指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、2の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年8月12日から21日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入 札 日 時 平成15年8月26日 午前11時

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 2の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契 約 書 作 成 の 要 否

要

(11) そ の 他

ア 開札の時ににおいて、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

5 この入札の執行は、公開する。

6 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第106号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ミニバトカー 29台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年12月22日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年8月12日から9月16日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成15年9月24日 午前10時 (送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured :

Small Sized Patrol Cars (Not more than 660 cc in displacement) : 29

(2) Bid tendering time and date : 10:00 A. M., September 24, 2003

(3) For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

正 誤

○平成15年7月18日 (第1485号)

北海道告示第1273号 (道路の区域の変更) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
170	24及び30
誤	496.00m
正	469.00m

○平成15年8月1日 (第1489号)

北海道告示第1359号 (知事権限に係る保安林の指定の予定) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
10	右	30
誤	真鯉	
正	字真鯉	

北海道告示第1360号（知事権限に係る保安林の指定の解除の予定）中に次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	欄	行
11	左	10
誤	保安林を指定する予定である。	
正	保安林の指定を解除する予定である。	